

総務大臣
石田真敏殿

統計委員会委員長
西村清彦

令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、公的統計をめぐる不適切事案を解決し、国民の統計に対する信頼を回復するとともに、統計改革を始めとする統計行政の重要課題を推進するため、令和2年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和2年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

毎月勤労統計における不適切事案の発覚を発端として、公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた状況にある。

統計委員会は、このような公的統計の不備に対する第一次再発防止策として、本年6月に「公的統計の総合的品質管理を目指して」を取りまとめ、政府に対して適切な対応を取るよう求めた。この再発防止策の中では、統計作成プロセスの適正化や誤り発生時の対応体制の整備、調査実施基盤の整備等を行うことを掲げており、これらを実現し、公的統計の信頼を取り戻すことが喫緊の課題である。このため、まず、「公的統計の総合的品質管理を目指して」で指摘している事項を実現するための取組について、統計リソースを重点的に配分すべきである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、「事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する」こ

ととされている。これも踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に基づき、経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進や統計の利活用促進に加えて、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組も踏まえつつ、統計作成の効率化や報告者の負担軽減等の統計改革を、引き続き着実に実行していくことが重要である。

2 令和2年度の重点分野

上記1. の基本的な考え方にに基づき、国民の公的統計への信頼を取り戻すため、以下の取組を重点的に推進することとし、特に、今年度から着手できる事項については、令和2年度概算要求を待たずに取りかかるべきである。

（1）政府統計全体のガバナンスの確立

- ・ 政府全体としての統計に関するガバナンスの改善のための体制の整備等（総務省による各府省の調査計画の履行状況の確認、政府横断的な情報の収集・分析・共有、国の統計業務の「共同化」への取組等）
- ・ 各府省統計幹事の下、PDCAサイクルが確実に回る仕組み（調査計画の履行状況や統計作成プロセスの各段階の連携状況等についての点検・評価等）を担う体制の整備
- ・ 個別統計の分析審査を行う体制の速やかな整備（各府省において、調査担当から独立した分析的審査担当が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析、外部からの疑義照会への対応、誤りが発覚した場合の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施）
- ・ 統計技術的な見地から統計幹事をサポートする体制の整備（所管統計が少なく統計に関する十分な知見を有する者を統計幹事に配置することが難しい場合）

（2）国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化

- ・ 調査の改革（社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直し等）を行う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の統計作成やデータ収集・分析等への相談・支援窓口（いわゆる統計コンシェルジュ機能など）の計画的な整備
- ・ ICTを活用した業務プロセスの見直し（オンライン回答の利便性向上・負担軽減等によるオンライン調査の推進。手作業・目視確認のデジタ

ル化や新技術の導入によるプロセス・システムの見直し)、システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ ビッグデータ・行政記録情報等の活用による統計作成方法の改善や新たな経済指標の作成のための調査研究
- ・ 統計調査等の効率的実施と、統計関連情報システムの安定的な運用・着実な整備の両立。ブラックボックス化した情報システムを見直し、職員が効率的かつ安定して活用できるシステムの構築。容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行
- ・ 優れた能力を有する民間事業者の積極的かつ適切な活用
- ・ エラーチェック、委託事業者等への履行確認、調査票データの保管等、調査プロセス適正化に必要な体制の確保
- ・ 国・地方における業務の効率化等につながるA IやR P A(自動化ロボット)の導入に向けた調査研究
- ・ 都道府県の統計専任職員に係る体制確保(調査環境の困難化や調査員の高齢化等の課題への対応、統計調査事務のチェック体制及び指導体制の強化)
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用。調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保。調査実務に携わる調査員を効率的かつ効果的に指導監督するためのシステムの構築(例えば、タブレット等のデバイスの導入)

(3) 経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備

- ・ Q E・年次・基準年各段階におけるG D P統計の加工・推計方法の改善(産業連関表のS U T体系への移行に向けた取組を含む。)及び基礎統計の改善
- ・ 建設総合統計(建設工事出来高)の精度向上(建築着工統計(補正調査)の見直し、最新の工事進捗パターンの統計への早期反映)
- ・ 月次のサービス関連統計や企業関連統計の改善・整備
- ・ 財分野の生産物分類の策定のための調査研究
- ・ シェアリングエコノミーなど多様化するサービス産業の経済活動を計測する研究・調査
- ・ 公的統計基本計画に基づいた障害者統計の充実

(4) 統計の利活用促進

- ・ 統計データの利便性向上(機械判読可能な形式での提供、利用者が自動取得可能な形(A P I機能)での提供、利用者の特性に応じた提供、e-

S t a tの利便性向上、G I S（地理情報システム）の高度化）

- ・ 調査票情報のオンライン利用の促進、調査票情報のデータ形式の統一化

（5）人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備

- ・ 統計委員会、総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センターによる、各府省の統計作成への支援（相談・支援窓口の設置、各府省・地方への人材派遣、O J T研修生の受け入れ、調査の共同実施、受託調査等）
- ・ 統計研修の充実・環境整備（国・地方の職員向けのオンライン研修の拡大、総務省統計研究研修所の研修や総務省におけるO J T研修を受けやすくするための研修定員や代替要員の確保、業務レベル等に対応した研修構築によるスキル認定など）、統計システムの構築・運用・セキュリティ確保等に対応するI C Tの知見を有する人材の育成
- ・ 統計の質を確保するため、民間事業者や地方公共団体等の指導・管理の徹底、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）の導入

3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、当委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、当委員会に報告すること
- ・ 「令和2年度各府省統計調査計画等審査」において、統計リソースに関する本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること
- ・ 令和2年度政府予算案が決定された後、速やかに各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を当委員会に報告すること